兵庫県公報

平成28年3月25日 金曜日 号 外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

条 例 ○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局経営課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	^° =>> * 1
告 示 ○ 道路の区域の変更、供用開始等(道路保全課)	1 2
人事委員会規則 ○ 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正により、一般病床の数が500以上の地域医療支援病院及び特定機能病院が、患者に対し他の病院又は診療所に文書による紹介を行う旨の申出を行った後に、当該紹介に係る診療を行うときは、厚生労働大臣の定める額以上の金額の支払を求めることとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第7号)

職業能力開発総合大学校の教育訓練課程の改編に伴い、所要の改正を行うこととした。

条 例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成28年3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第35号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。 別表第1告示に掲げるものの料金の款に次のように加える。

他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申 出を行った後に受けた当該紹介の診療(緊急その他やむを得 ない事情がある場合に受けたものを除く。) に係る料金の加 算

別に管理規程で定める額

附則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

告示

兵庫県告示第308号の2

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道 路 の) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 周世尾崎線	赤穂市高野字樋ノ口1363番1から 尾 崎 線 同 市坂越字高谷1634番2まで		8.0から 21.0まで 14.0から 24.0まで	314. 0 242. 0	一部 予定地
		新	14.0から 32.0まで	242. 0	

兵庫県告示第308号の3

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成28年3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道	路	の	種	類	道 路 <i>0</i>) 🗵	域		
路		線		名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道					赤穂市高野字向山1383番 5 から	旧	8.0から 44.0まで 20.0から 60.0まで	1, 336. 0 1, 277. 0	一部 予定地
2	5		0	号 同 市砂子字土手ノ下379番1まで	同 市砂子字土手ノ下379番1まで	新	8.0から 44.0まで 20.0から 87.0まで	1, 336. 0 1, 277. 0	
県道					赤穂市砂子字土手ノ下381番5から	旧	7.0から 13.0まで	990. 0	
赤	: 穂 佐 伯 線 同 市浜市字吉久108番1まで	新	7.0から 49.0まで	980. 0					

人事委員会規則

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

兵庫県人事委員会 委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第7号

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第10 1の款6の項第16号中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程(」を「特定応用課程(旧応用課程(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)を含む。)若しくは旧長期課程(」に、「、旧職業訓練大学校の長期課程、」を「並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び」に改め、「及び長期訓練課程並び旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を削る。

別表第10 2の煮2の項第19号中「、職業能力開発大学校」を「若しくは職業能力開発大学校の専門課程」に、「専門課程(」を「特定専門課程(」に改め、「特別高等訓練課程」の右に「並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程」を加える。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のよう に改正する。

別表第7 1の款6の項第16号中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程(」を「特定応用課程(旧応用課程(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)を含む。)若しくは旧長期課程(」に、「、旧職業訓練大学校の長期課程、」を「並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び」に改め、「及び長期訓練課程並び旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を削る。

別表第7 2の類2の項第19号中「、職業能力開発大学校」を「若しくは職業能力開発大学校の専門課程」に、「専門課程(」を「特定専門課程(」に改め、「特別高等訓練課程」の右に「並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程」を加える。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。